

## 施策マネジメントシート

基本施策名	118 環境の保全	施策統括課	環境政策課	氏名	清水紀明
政策名	61 環境	主な関係課	道路交通課		

### 1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) \* 人や自然資源等

- ・市内全域
- ・公共用水域

② 施策の目的

より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ(環境に配慮した生活)を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標)数字は記入しない

	名称	単位
ア	人口(年度当初の人口4/1現在)	人
イ	事業者数	事業者
ウ	市域面積	km <sup>2</sup>
エ		

④ 成果指標(意図の達成度の指標)数字は記入しない

	名称(展開方向ごとに記載)	単位
1	ア 環境に配慮した取組を行っている市民の割合	%
	イ 市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減率	%
2	ア 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の環境基準の達成率	%
	イ	
3	ア	
	イ	
4	ア	
	イ	

### 2 第1次基本計画期間(平成28~令和5年度)内における取組内容

施策の展開方向	目的	手段(具体的な取組内容)
1 環境保全型のまちづくり	衛生的で良好な生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、全市的に地球温暖化防止への意識を高め、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境問題に対する市民の理解や関心の醸成にも結びつく情報の提供を行います。</li> <li>◆行政として対応が必要な環境問題が発生した場合、関係機関との調整や、解決・改善に向けた働きかけを行います。</li> <li>◆地球温暖化防止に資する省エネルギー化の取組や再生可能エネルギーの導入を促進します。</li> <li>◆環境保全型のまちづくりの先導役として、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減により一層積極的に取り組みます。</li> </ul>
2 公害防止対策の充実	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆典型7公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組みます。</li> <li>◆苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等を確認した後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行います。</li> </ul>
3		
4		

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	目標達成度		
対象指標	ア	人	見込み値	74,558	74,558	74,558	74,558	74,558	76,080	76,080	76,080	76,080	達成・未達成	前年度比較	
			実績値	74,546	75,054	75,466	75,932	75,984							
	イ	事業者	見込み値	2,728	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657	2,657			
			実績値	2728(H26)	2,657	2,657	2,657	2,657							
ウ	km <sup>2</sup>	見込み値	8.15	8.15	8.15	8.15	8.15	8.15	8.15	8.15	8.15				
		実績値	8.15	8.15	8.15	8.15	8.15								
エ		見込み値													
		実績値													
成果指標	展開方向1	ア	%	成り行き値	75.6	75.6	75.6	75.6	75.6	75.6	75.6	75.6	達成	向上	
				目標値	75.0	76.3	77.5	78.8	80.0	81.3	82.5	83.8			85.0
				実績値	82.0	77.9	81.7	67.0	83.1						
				基本計画における指標の説明又は出典元		国立市市民意識調査(環境に配慮した取組を行っている市民の割合)									
	イ	%	成り行き値	18.1	12.0	21.9	23.2	13.5					未達成	向上	
			目標値	▲12.0	▲12.0	▲12.0	▲12.0	▲12.0	▲12.0						
			実績値	6.5	6.4	11.0	7.7	▲2.9							
			基本計画における指標の説明又は出典元		平成17(2005)年度の実績値4,581t-CO2を基準とする温室効果ガス排出量の削減率										
	展開方向2	ア	%	成り行き値	88.6	88.6	88.6	88.6	88.6	88.6	88.6	88.6	88.6	未達成	低下
				目標値	100	100	100	100	100	100	100	100			
				実績値	96.3	98.1	97.0	98.0	97.0						
				基本計画における指標の説明又は出典元		達成箇所数/検査箇所数×100									
	展開方向3	イ		成り行き値											
				目標値											
				実績値											
				基本計画における指標の説明又は出典元											
	展開方向4	ア		成り行き値											
				目標値											
				実績値											
				基本計画における指標の説明又は出典元											
展開方向4	イ		成り行き値												
			目標値												
			実績値												
			基本計画における指標の説明又は出典元												
事務事業数		本数		9	9	7	7								
施策コスト	財源内訳	国庫支出金	千円												
		都道府県支出金	千円		76,482	37,211	21,014	22,015							
		地方債	千円												
		その他	千円		24	12	648	717							
		一般財源	千円		147,001	91,367	195,149	170,849							
	事業費計(A)	千円		223,507	128,590	216,811	193,581	0	0	0	0				
	延べ業務時間	時間		7,300	7,600	7,100	7,100								
	人件費計(B)	千円		36,500	38,000	41,150	41,150								
	トータルコスト(A)+(B)	千円		260,007	166,590	257,961	234,731	0	0	0	0				

4 施策の成果実績値に対する評価

(1) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)~E(かなり低下)

C:成果はほとんど変わらない(横ばい状態)

(2) 他自治体との成果実績値の比較 A(かなり高い)~E(かなり低い)

C:他自治体と比べてほぼ同水準である

※背景として考えられること

・環境問題に関しては、日常生活における近隣騒音、屋外焼却や臭気などの相談を継続的に実施し、合わせて市民への広報を行ってきており、市民意識の調査では約7割の市民が環境に配慮した取組を行っている。  
 ・市の事業における温室効果ガスの削減に関する取り組みについては、削減目標を達成できていない状況である。その要因の一つは排出係数の上昇であるが、電気等の使用量については削減がすすんでいる。このことから、職員の努力により節電・省エネの取組は行われているものの、今後も引き続き取組が必要である。  
 ・環境基準の達成率に関しては、一部の浅井戸で環境基準を超え、浄化作業が進められているが、そのほかに関しては環境基準内で推移している。

**5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載**

**(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？**

・公害については、年によって件数の差は見られるものの内容には特に変化なく、常に多くの苦情に対応した。今後も開発などが進むことによる住環境の変化に伴い各種苦情の発生が推察されるが継続的に丁寧な対応を行う必要がある。

・環境負荷軽減に向けての取組みは社会的関心が高い。

・H27.12「パリ協定」が合意され、全ての国が長期的な温室効果ガス排出削減に向け乗り出すこととなった。

・地球温暖化防止対策としては、国や都では、温室効果ガス削減目標数値(目標値:国2030年度に2013年度比で26%削減、都2000年度比で30%削減)を設定した。今後さらに加速していく必要性が見込まれている。その一環として、国や都は、補助金制度を検討し、推進してきた。

・環境基本計画について、市は事業者として率先して環境負荷軽減に向けての取組みを推進するとともに、市民・事業者・教育機関などと環境ネットワークを設立し、情報交換や環境ネットワークとしての活動を推進している。

・東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射能対策については、空間放射線量の測定のほか、食品の放射能測定も引き続き行っている。測定値は低い傾向で横ばいの状態にある。

**(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？**

・市の地球温暖化対策アクションプランに沿って推進し、実効性のあるものにして欲しい。

・害虫、害獣(毛虫、ハチ、アライグマ、ハクビシン等)についての苦情がある。・地域猫等の去勢手術を推進して欲しい。・悪臭(野焼き)や騒音についての苦情がある。

元年度の取組状況	2年度の取組予定
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立市域地球温暖化対策アクションプランを策定した。</li> <li>・「住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金制度」、「省エネ住宅促進補助制度」のほか、新たに「家電買い換え補助金制度」の3つの柱により、民生部門CO<sub>2</sub>排出抑制を行い、地球温暖化対策を推進した。</li> <li>・全庁的なグリーン購入を推進するため基準を策定した。</li> <li>・国立市域地球温暖化対策アクションプランに合致する崖線などのみどりを保全するための考え方を整理した。</li> <li>・「飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付制度」の推進のほか、多頭飼育崩壊を防ぐ観点から飼い猫に対しても補助を拡大した。</li> <li>・環境ネットワークについては、環境関連団体間の情報交換とネットワークとして活動を行うとともに、地球温暖化がもたらす影響等の見識を深めるため、研修などの充実を図った。</li> <li>・公園内の電灯等(1年目)のLED化により省エネ化を推進し、CO<sub>2</sub>削減に貢献した。</li> <li>・アライグマ・ハクビシン等の害獣を防除する取組を推進した。</li> <li>・生活道路の街路灯や幹線道路など大型の道路照明406基を省電力型の道路照明に交換した。生活道路の街路灯取替完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立市域地球温暖化防止対策アクションプランを推進する。</li> <li>・第四期国立市役所地球温暖化計画を総括する。</li> <li>・第五期国立市役所地球温暖化計画を策定する。</li> <li>・「住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金制度」、「省エネ住宅促進補助制度」に加え、「省エネ家電買い換え促進事業」を活用した、市域全体の地球温暖化対策を推進する。</li> <li>・「飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付制度」等の補助制度を継続して実施する。また、セミナーなどの啓発活動を実施する。</li> <li>・環境ネットワークについては、環境関連団体間の情報交換とネットワークとして活動を行うとともに、地球温暖化がもたらす影響等の見識を深めるため、研修などの充実を図る。</li> <li>・公園の照明施設(水銀灯)をLED化(2年目)し、省エネ化及びCO<sub>2</sub>削減を図る。</li> <li>・ハクビシン・アライグマ防除対策を推進する。</li> <li>・国立市役所の電気事業者の選定に当たっては、環境配慮指針を見直しの可否を含め検討する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応のため、機材の搬入に影響があり、今後の整備計画を見直すこととした。</li> </ul>

**6 元年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載**

**(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載**

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

○「環境保全型のまちづくり」については進捗している。

・国立市域地球温暖化防止アクションプランの策定や第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画の推進などにより進捗している。また、街路灯に関しては平成27年度から(電気料金は概ね3分の1以下になった。)、及び公園内照明灯に関しては令和元年度からLED化を推進したことで、年々消費電力量が減っていることから環境負荷の低減に寄与することができた。

・飼い主のいない猫等への不妊去勢手術補助金制度を継続し実施し、殺処分をゼロを継続するとともに、動物愛護と快適な生活環境を保持することに寄与した。

○「公害防止対策」は進捗している。

・騒音、振動など市民が快適に生活するために支障となる事案の発生による苦情等に対しては、全ての案件について対応を行った。

○改善余地のある事項・課題等

国立市域地球温暖化対策アクションプランで定めたCO<sub>2</sub>を2030年度までに20%削減することになっているが、実効性の担保及びコストとのバランスをどのようにとっていくかが課題となっている。

**(2) 施策の元年度における総合評価**

<b>B</b>	<p>成果実績数値の評価(A~E)に、定性的要素を加味した評価</p> <p>A: 目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。</p> <p>B: 一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。</p> <p>C: 成果向上のため、一層の努力が求められる。</p> <p>D: 成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。</p> <p>E: 現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。</p>
----------	--

**7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載**

**(1) 3年度の取組方針**

・「住宅用スマートエネルギー関連システム設置費補助金制度」、「省エネ住宅促進補助制度」のほか、新たに「家電買い換え補助金制度」等の補助制度を活用し、民生部門CO<sub>2</sub>排出抑制に努める。また、第5期国立市役所地球温暖化対策実行計画を推進する。

・公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組み、苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等を確認した後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行う。

・南第15号線(矢川通り)26基、南第17-14号線(学園通り)22基、南第82号線(寺ノ下)7基、富士見台第3号線(市役所前)16基大型道路照明・デザイン灯の取替工事

**(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)**

・地球温暖化や海洋汚染などが進むことが推察されるため、国立市においても地球温暖化防止対策として国立市域地球温暖化対策アクションプランの推進やごみ減量などの資源循環型社会の取り組みのための施策を推進する。

・R4~R5年度大学通りデザイン灯LED取替工事(全103基)・北1号線、国立駅南口や矢川通り(北側)の大型道路照明の交換は、道路整備計画と合わせて施工

8 施策を構成する事務事業の今後の方向性

番号	事務事業コード	事務事業名	展開方向	所管課	事業概要	評価年度	事業費(千円) (R1決算額)	事務事業評価 (コスト)	事務事業評価 (成果)	施策から見た 今後の方向性
1	0131600	環境基本計画進行管理事業	展開方向1	環境政策課	国立市環境基本計画(環境審議会等含む)の進行管理を行う。	R1	4,412	増加	向上	拡充
2	0131600	環境保全事業	展開方向1	環境政策課	害虫防除、あき地の苦情相談、猫の避妊補助事業などを推進		6,920	維持	維持	現状維持
3	0131630	専用水道等の安全確保に係る事業	展開方向1	環境政策課	寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の専用水道に関する事務を都へ委託。		3,396	維持	維持	現状維持
4	0132000	地球温暖化対策事業	展開方向1	環境政策課	第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画及び国立市域地球温暖化対策アクションプランの推進		16,880	増加	向上	拡充
5	0137600	街路灯省電力化事業	展開方向1	道路交通課	経年劣化している蛍光灯、水銀灯などの街路灯をLEDなどの省電力型に交換する。		187,090	削減	向上	現状維持
6	0131900	公害対策管理・調査・測定事業	展開方向2	環境政策課	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく委譲事務として、市民からの通報・公害苦情相談を受け、周辺環境の実態調査、騒音・振動等の測定調査を実施		12,210	維持	維持	拡充
7	0131910	放射能測定事業	展開方向2	環境政策課	福島第一原子力発電所の事故を受け、市内各所放射線量調査を実施し、結果をHP等で公表を実施		3,823	削減	維持	縮小(廃止)
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート (兼 事務事業コスト計算書)						
事務事業名	No. 19	地球温暖化対策事業			所属部	生活環境部	所属課	環境政策課
政策名	No. 6	6 環境			所属係	環境政策係	課長名	清水紀明
施策名	No. 18	基本施策18 環境の保全			裁量性	裁量性が大きい事業		
予算科目	会計 一般	款 4	項 1	目 5	事業コード 01320000	法令根拠	地球温暖化対策の推進に関する法律	
事業期間	単年度のみ			<input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返	期間限定複数年度 ( H13 年度 ~ 年度 )			

**事務事業の概要**

事業の具体的な手順及び詳細(期間限定複数年度事業は全体像を記述)  
 平成28年2月に「第四期国立市役所地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の事務事業から排出される温室効果ガスの削減を推進している。具体的には、温室効果ガス排出量の把握、結果の検証・分析、必要に応じた取組内容の見直しである。また、エコサポーターを各係1名指名し、実行計画で定めた取組を各部署で実行してもらう。さらに、数値目標の達成状況を市報やホームページで公表している。

令和元年度の温室効果ガス総排出量4447.3t-CO2は、基準年度4581.2t-CO2(平成17年度)に比べ2.9%減少したものの、目標値の12%の削減には及ばない状況となっている。電気使用量は、公衆街路灯のLED化を中心に21.7%の削減を達成しているが、電力の排出係数の悪化(0.378→0.431)及び都市ガスの使用量の増加が11.2%増加し、排出係数も悪化(1.96→2.23)している。

また、市域の温室効果ガス排出量の削減に向けて、補助金制度を実施している。平成25年度から太陽光発電など再生可能エネルギーシステムの設置への補助を行い、平成29年度からは市内住宅に断熱工事を施工した場合に補助する住宅省エネルギー化補助制度を創設・実施した。さらに、平成30年度から令和元年度にかけて国立市域地球温暖化対策アクションプランを策定し、今後は市域向けの施策の推進も充実させていく。

この事業を開始した経緯(いつ、どのような経緯で開始したか)  
 平成10年に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方自治体は温暖化対策実行計画を策定することが義務づけられた。そこで、国立市地球温暖化対策実行計画を策定して、平成13年度から事業を開始した。

活動実績及び事業計画  
 令和元年度の実績(令和元年度に行った主な活動を具体的に記載)  
 国立市域地球温暖化対策アクションプランの推進。温室効果ガス排出量の把握、結果の検証・分析、必要に応じた取組内容の見直し、エコサポーターによる取組、数値目標の達成状況の公表。補助事業の推進。

令和2年度の事業計画(令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載)  
 アクションプランの推進に加え、第五期国立市役所地球温暖化対策実行計画の策定。

**1 現状把握の部(PLAN)(DO)**

**(1) 事務事業の目的**

この事業を実施する背景・課題等(なぜこの事業を行うのか)  
 温暖化問題は地球規模の課題であり非常に重要な環境問題のひとつであり、持続可能な社会の実現に向けて基礎自治体において、コストとのバランスをどうとっていくのかが課題である。

事業の対象者及び対象とした理由(できるだけ細かくセグメント化する)  
 市民全て。温暖化問題は市民全員に関係するため。

この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ(裁量性の大きい事業のみ記載)  
 温室効果ガスの排出量が減り、持続可能な社会の実現ができる。

**(2) 各指標等の推移**

項目	名称	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)
① 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	市役所の電力使用量	ア kwh	787.5	757.8	723.1	686.7			-36.4
	市民の省エネ機器への更新時補助金件数	イ 件	16	85	114	178			64
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)	市役所の温室効果ガス排出量	ア t-CO2	4,876	5,085	4,933	4,447			-486
	市民	ア 人	75,054	75,466	75,932	75,984	76,282		52
③ 成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	温室効果ガスの増減率(対平成17年度)	ア %	6.4	11	7.7	-2.9			-10.6
									0
④ 上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)	市民意識調査(環境配慮)	ア %	77.9	81.7	67.0	83.1			16.1
		イ							0

**(3) 事務事業コストの推移**

項目	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)	
支出内訳	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	0	
	延べ業務時間	時間	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0	
	正規職員人件費計(C)	千円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	
	再任用職員従事人数	人							
	延べ業務時間	時間						0	
	再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	
	嘱託職員従事人数	人							
	延べ業務時間	時間						0	
	嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0	
	人に係るコスト計(F)	千円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	0	
	物に係るコスト	物件費	千円	1,078	1,194	1,306	1,421	1,395	115
		うち委託料	千円	186	373	372	434	380	62
維持補修費		千円	994					0	
物に係るコスト計(G)	千円	2,072	1,194	1,306	1,421	1,395	0		
移転支的コスト	扶助費	千円						0	
	補助費等	千円		1,723	5,796	5,459	5,500	-337	
	繰出金	千円						0	
	その他	千円	58,573	7,640				0	
移転支的コスト計(H)	千円	58,573	9,363	5,796	5,459	5,500	0		
その他	千円							0	
その他	千円							0	
支出計(I)=(F)+(G)+(H)	千円	70,645	20,557	17,102	16,880	16,895	0		
収入内訳	国庫支出金	千円						0	
	都支出金	千円	44,866	7,640		465		465	
	分担金及び負担金	千円						0	
	使用料及び手数料	千円			609	701		92	
	繰入金	千円						0	
	その他	千円						0	
収入計(J)	千円	44,866	7,640	609	1,166	0	0		
収支差額(K)=(J)-(I)	千円	-25,779	-12,917	-16,493	-15,714	-16,895	0		
一般財源投入割合	%	36%	63%	96%	93%	100%	#DIV/0!		

2 評価の部(CHECK) \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共 関 与 性 評 価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 地球温暖化対策法では、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減の実行計画の策定が義務付けられている。また、市域における温室効果ガスの削減計画は中核市以上で策定が義務付けられており、それ以外の自治体でも策定の努力義務があり、国立市域地球温暖化対策アクションプランを策定し、それぞれ温室効果ガスの削減に向けて取り組んでいる。
	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 これまでの実行計画の推進により職員の省エネに対する意識は高まっているが、さらに、成果向上に向けて温室効果ガスの削減を進めていくには、費用対効果を検討しつつ、再生可能エネルギーの導入や、建築物における省エネ、創エネの推進などハードの更新を推進していく必要がある。また、市域全体の温室効果ガス削減に向けては、アクションプランを推進しイベント、セミナーなどを開催し、温室効果ガス削減の意識醸成を図る。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 地球温暖化対策法に基づき温室効果ガス削減に取り組んでおり、また、持続可能な社会の実現に向け行政・市民・事業者で連携して推進していることから、廃止・休止は難しい。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 <input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 街路灯や市施設の照明のLED化や、緑化の推進、プラスチックごみの削減など、他部署で進めている地球温暖化対策の取り組みを把握し、全庁的に一体感を持って施策を推進できるよう取りまとめていく。
効 率 性 評 価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)さらなる歳入を確保できないか？	<input type="checkbox"/> 事業費削減(歳入確保)余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費削減(歳入確保)余地がない ⇒【以下に理由を記入】 市職員の日常業務における省エネ活動の推進、また市役所が率先行動を取ることに伴う市域への波及効果、また、イベント、セミナー等の開催による、温暖化対策に向けた市民の意識醸成など、費用をかけない取り組みも推進していく。また、国や都の補助金で活用できるものについては、積極的に連携を図りながら事業を推進していく。
	⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 新たな施策を、企画、展開していく必要があり、正規職員以外への事務移譲や、外部委託などによる人件費の削減は、現状では難しい。
公 平 性 評 価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 地球温暖化対策の補助金の対象となる機器類については、市報、ホームページで広く公表し、実際の補助対象機器の設置者に対し、補助を実施するので公平と考える。
事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？		
<input checked="" type="checkbox"/> 適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由(具体的な取組内容)を記入】 <input type="checkbox"/> 実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input type="checkbox"/> 評価になじまない 持続可能な社会の観点を踏まえ、本事業の対象は全ての市民である。		
この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？)(裁量性の大きい事業のみ記載)		
住宅省エネルギー化補助金の申請者から、書類の多さや完了時期について苦情を受けるが、適正な補助金執行のためであることを丁寧に説明し、制度の改正も検討している。		
この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？(裁量性の大きい事業のみ記載)		
地球温暖化対策の成果は、即効的に目に見えて現れるものではないが、行政・市民・事業者で取り組めることからはじめて、できることを積み重ね、推進していくものとする。		

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)

(1) 担当課評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)																						
① 公共関与妥当性	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	これまでの周知や取組により市職員の省エネに対する意識は高まったと考える。市の温室効果ガスの排出削減値の目標達成に向けては、再生可能エネルギーの積極導入、市施設の新築時における環境に配慮した建築物の設計・建築など、ハード面の取り組み拡大が必要となってくる。また、行政としてはこうした温暖化対策に向けた率先行動を取りつつ、市民向けの温暖化対策については、各種補助金制度に加え、温暖化対策の周知に向けたイベント、セミナー開催し、温室効果ガス削減の推進に取り組んでいく。																						
② 有効性	<input type="checkbox"/> 適切 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し余地あり																							
③ 効率性	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり																							
④ 公平性	<input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり																							
(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・具体的に記載		(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要)																						
<input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善(有効性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(公平性改善) <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)		<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <td colspan="3">コスト</td> </tr> <tr> <td>削減</td> <td>維持</td> <td>増加</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">成果</td> <td>向上</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>維持</td> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>低下</td> <td>×</td> <td></td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上			○	維持			×	低下	×		×
		コスト																						
		削減	維持	増加																				
成果	向上			○																				
	維持			×																				
	低下	×		×																				
これまでの活動により職員の省エネに対する意識は高い水準であるが、更なる意識の醸成を目指す。また、実効性を伴う温室効果ガス削減に向けた、再生可能エネルギーの積極導入、市施設の新築時における環境に配慮した建築物の設計・建築など、ハード面の整備について取り組んでいく。 こうした率先行動を踏まえ、市域全体の温室効果ガスの削減も推進していく。 また、温室効果ガス削減の削減目標値は、世界的な動向や国の指針等を踏まえて、柔軟に対応していく必要がある。																								
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策																								
再生可能エネルギーの導入や、温室効果ガス削減を可能とするような設備の更新は費用面での負担が発生するので、国や都の補助制度などをうまく組み合わせつつ、推進していく。また、地球温暖化対策を推進する意識をもつ市民を増やすべくイベント、セミナーの開催を進める。																								
(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたこととなりますか。また、見直し・廃止となりますか？																								
地球温暖化防止対策が地球規模で必要なくなった段階。																								

評価実施	令和 2 年度	事務事業マネジメントシート (兼 事務事業コスト計算書)						
事務事業名	No. 17	公害対策管理・調査・測定事業			所属部	生活環境部	所属課	環境政策課
政策名	No. 6	3 まちをつかう			所属係	環境政策係	課長名	清水紀明
施策名	No. 18	施策20 生活環境の保全とエコライフの推進			裁量性	法令等により事業の実施が義務付けられている事業		
予算科目	会計 一般	款 4	項 1	目 5	事業コード 0131900	法令根拠	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
事業期間	単年度のみ <input type="checkbox"/>			単年度繰返 <input checked="" type="checkbox"/>		期間限定複数年度 (年度 ~ 年度)		

事務事業の概要	
<p>事業の具体的な手順及び詳細(期間限定複数年度事業は全体像を記述)</p> <p>騒音規制法・振動規制法で、道路交通における騒音・振動の常時監視及び環境省への報告が定められており、騒音、振動の環境基準への適合をはじめ、二酸化窒素濃度及び道路交通量の調査を実施している。また、環境基本法とダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般大気中のダイオキシン類の調査、二酸化窒素類の調査を実施しているほか、環境基本法に定められている水質基準値への適合について、多摩川・矢川など水質調査を実施している。</p> <p>各種環境調査の結果を取りまとめ、市民に公表するとともに、規制・基準値を大幅に超えた地点がある場合には、関係機関と連携を取りながら調査を行い、発生源等の原因究明をする。また、発生源が明らかでない場合には、関係機関と連携を図りながら、原因者に対し改善を行うように指導する。</p> <p>また、東京都条例「環境確保条例」から事務移譲を受けている、工場設置認可、特定建設作業届出、アスベスト含有解体工事の立ち入り検査と、騒音、振動、悪臭などの7大公害の苦情相談を受け付け、必要に応じて公害発生源に対し指導を行う。</p> <p>なお、多摩26市で都市環境・公害に関する調査、研究を行い、関係諸機関との連絡調整を図る事を目的とした協議会を結成しているため、当市も加入し情報交換、研修等を行っている。</p>	<p>この事業を開始した経緯(いつ、どのような経緯で開始したか)</p> <p>昭和44年、東京都公害防止条例により事務委任を受け事業開始、以降、環境基準対象となる物質のモニタリング調査を実施し、現在まで続いている。</p> <p>活動実績及び事業計画</p> <p>令和元年度の実績(令和元年度に行った主な活動を具体的に記載)</p> <p>環境調査(道路環境調査、交差点環境調査、水質分析等調査、大気環境調査、工場等ばい煙分析調査、二酸化窒素濃度測定、河川水質調査、地下水水質調査)実施。公害に関する苦情への対応。</p> <p>令和2年度の事業計画(令和2年度に計画している主な活動を具体的に記載)</p> <p>環境調査(道路環境調査、交差点環境調査、水質分析等調査、大気環境調査、工場等ばい煙分析調査、二酸化窒素濃度測定、河川水質調査、地下水水質調査)実施。公害に関する苦情への対応。</p>

1 現状把握の部 (PLAN) (DO)	
(1) 事務事業の目的	
この事業を実施する背景・課題等(なぜこの事業を行うのか)	
市内の大気、水質、土壌等が汚染され環境基準を超えていないかをモニタリング調査し、公害の発生を防ぐとともに、公害発生源に係る認可・届出・検査を行うほか、騒音・振動・悪臭などの苦情対応し、住環境の整備に向けて対応してする。	
事業の対象者及び対象とした理由(できるだけ細かくセグメント化する)	
道路交通、市内大気、市内水質、公害発生事業者、市民	
この事業による直接的な効果及び施策の成果向上への道すじ(裁量性の大きい事業のみ記載)	

(2) 各指標等の推移									
項目	名称	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)(A)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)
① 活動指標 (事務事業の活動量を表す指標)	環境調査予定件数	ア 件	9	9	9	9			0
	苦情受付件数	イ 件	43	49	58	58			0
② 対象指標 (対象の大きさを表す指標)	市民	ア 人	75,054	75,466	75,932	75,984	76,282		52
		イ							0
③ 成果指標 (事務事業の達成度を表す指標)	環境調査実施件数	ア 件	9	9	9	9			0
	苦情処理件数	イ 件	43	49	58	58			0
④ 上位成果指標 (施策の達成度を表す指標)		ア %							0
		イ							0

(3) 事務事業コストの推移									
項目	単位	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)(A)	平成30年度 (決算)(A)	令和元年度 (決算見込み)(B)	令和2年度 (当初予算)	目標年度 (目標値)	差額 (B)-(A)	
支出内訳	正規職員従事人数	人	3	3	3	3	3	0	
	延べ業務時間	時間	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	0	
	正規職員人件費計(C)	千円	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	0	
	再任用職員従事人数	人						0	
	延べ業務時間	時間						0	
	再任用職員人件費計(D)	千円	0	0	0	0	0	0	
	嘱託職員従事人数	人						0	
	延べ業務時間	時間						0	
	嘱託職員人件費計(E)	千円	0	0	0	0	0	0	
	人に係るコスト計(F)	千円	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	0	
	物件費	千円	5,614	5,995	6,049	6,207	7,365	158	
	うち委託料	千円	5,131	4,762	5,569	5,231	6,714	-338	
	維持補修費	千円						0	
	物に係るコスト計(G)	千円	5,614	5,995	6,049	6,207	7,365	158	
扶助費	千円						0		
補助費等	千円	3	3	3	3	5	0		
繰入金	千円						0		
その他	千円						0		
移転支的コスト計(H)	千円	3	3	3	3	5	0		
その他	千円						0		
支出計(I)=(F)+(G)+(H)	千円	11,617	11,998	12,052	12,210	13,370	0	158	
収入内訳	国庫支出金	千円						0	
	都支出金	千円	20,252	20,331	20,699	21,091		392	
	分担金及び負担金	千円						0	
	使用料及び手数料	千円	7	15	35	16		-19	
	繰入金	千円						0	
	その他	千円						0	
収入計(J)	千円	20,259	20,346	20,734	21,107	0	0	373	
収支差額(K)=(J)-(I)	千円	8,642	8,348	8,682	8,897	-13,370	0	215	
一般財源投入割合	%	-74%	-70%	-72%	-73%	100%	#DIV/0!		

2 評価の部(CHECK) \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

公共 関 与 性 評 価	① 公共関与の妥当性 なぜこの事業を行政が行わなければならないのか？税金を使う必要があるか、民間や受益者ができる事業か？かつ、行政が行うとした場合、国・都が行う事業か、それとも市が行う事業か？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である ⇒【以下に理由を記入】 行政以外に環境調査を継続的に行う主体が基本的には存在せず、市民の生活環境を保全するためには必要である。また、公害苦情対応に関しては都条例による移譲事務でもあり他に実行する主体がない。
	② 成果の向上余地 成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 向上余地がない ⇒【以下に理由を記入】 環境調査を的確に実施するほか、公害の苦情対応については、東京都環境確保条例に基づき事業者が対応すべき基準を踏まえて、指導、意見の申し入れ等を行っている。
	③ 廃止・休止の成果への影響 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	<input type="checkbox"/> 影響無 ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 影響有 ⇒【その内容】 市内の各種環境基準現況の把握ができなくなり、経年変化も含めて把握できなくなり、公害の拡散及び健康被害を招く可能性がある。
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性 目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段, 事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒【以下に理由を記入】 <input checked="" type="checkbox"/> 他に手段がない ⇒【以下に理由を記入】 類似事業はない。
有効 性 評 価	⑤ 事業費の削減余地・歳入の確保余地 成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など) さらなる歳入を確保できないか？	<input type="checkbox"/> 事業費削減(歳入確保)余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 事業費削減(歳入確保)余地がない ⇒【以下に理由を記入】 必要な環境調査項目を実施しているため、現状以上の事業費削減は難しい。
	⑥ 人件費(延べ業務時間)の削減余地 やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずにより正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地がない ⇒【以下に理由を記入】 環境調査については、競争入札により委託事業者が調査を実施している。また、騒音、振動等に係る公害相談の対応については、電話による相談受付は非正規職員も含めて対応し、人件費の削減に努めている。一方、現場訪問での苦情対応は正規職員の対応が必要と考える。
効 率 性 評 価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地 事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒【以下に理由を記入】 ⇒3 改革・改善方向の部に反映 <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である ⇒【以下に理由を記入】 良好な環境を維持していく当事業については、全市民の利益となる。

事業の実施に当たり、ソーシャル・インクルージョンの理念を踏まえ、多様性への配慮はなされているか？

適切に実施している・一部実施している ⇒【以下に理由(具体的な取組内容)を記入】  実施していない ⇒3 改革・改善方向の部に反映  
 評価になじまない  
本事業の対象者は全ての市民となる。

この事業の対象者からの意見(想定している効果と対象者の感じている効果のギャップはあるか？)(裁量性の大きい事業のみ記載)

この事業は施策の成果向上や公益の増進に役立っているか？(裁量性の大きい事業のみ記載)

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(ACTION)

(1) 担当課評価者としての評価結果	(2) 全体総括(振り返り、反省点)
① 公共関与妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ② 有効性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ③ 効率性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり ④ 公平性 <input checked="" type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 見直し余地あり	法令に定められた各種環境数値の測定は定期的実施しているが、最近の一部報道で取り上げられている有機フッ素化合物(PFOA, PFOS等)など、環境基準項目には定められていないが住民の関心の高い汚染物質への対応などは、国や都の動向を注視して対応していく必要がある。

(3) 今後の事業の方向性(改革改善案)・・・具体的に記載	(4) 改革・改善による期待成果(廃止・休止の場合は記入不要)																					
<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(有効性改善) <input checked="" type="checkbox"/> 事業のやり方改善(効率性改善) <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善(公平性改善) <input type="checkbox"/> 事業統廃合・連携 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) 特にありません。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上																					
	維持		○	×																		
	低下		×	×																		

(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策

環境基準に関連する物質は多岐にわたり、広域での対応が多く存在することから、国や都の動向を注視し、必要な情報の調査・提供を進めていく。

(6) <目標達成基準、見直し・廃止基準>この事業はどのような状態となれば目標が達成されたこととなりますか。また、見直し・廃止となりますか？

技術革新により環境汚染のない世界が実現されれば、当事業の必要性もなくなるが、実際に廃止は難しいと考える。



⑥ 担当課ヒアリング議事要旨

第2回国立市施策等評価委員会 記録(要旨)

開催日時	令和2(2020)年12月23日(水)19:00～21:00
開催場所	国立市役所3階 第1・2会議室
出席委員	御船洋委員長、原嶋清次副委員長 後藤玲子委員、高橋真吾委員、船倉正実委員
欠席委員	なし
説明員	清水環境政策課長、鈴木環境政策課課長補佐、夏目環境政策係主事
事務局	宮崎政策経営部長、簗島政策経営課長、佐藤政策経営係長、 齋藤政策経営係主任
傍聴者	0名
議事	1. 評価対象施策及び事務事業に係る担当課ヒアリング <施策> 環境の保全 <事務事業> ・地球温暖化対策事業 ・公害対策管理・調査・測定事業 2. その他
配布資料	・ No.2-7 第2回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料

1. 評価対象施策及び事務事業に係る担当課ヒアリング

- 資料No.2-7「第2回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料」に基づき、  
「環境の保全」の施策について概要説明があった。
- 概要説明の後、以下のとおり委員より質問があった。

【船倉委員】

◇「次世代に引き継ぐ環境基本条例」第7条に環境教育の推進についての規定があるが、担当課においては教育委員会と連携して将来を担う子ども達に対する環境教育に取り組まれているか。

【出席説明員】

◇教育委員会とは定期的に情報交換しながら環境教育の推進に取り組んでおり、授業内に環境教育を取り入れていただいている。校舎屋上に太陽光パ

ネルを設置している学校もある。

**【船倉委員】**

◇環境センターの見学なども効果的なのでは。

**【出席説明員】**

◇環境センターの見学については確認していないが、例えば近くに矢川が流れている国立第六小学校では、総合的な学習の時間において自然保護の観点からのフィールドワーク的な授業を取り入れているとも聞いている。また、社会科の授業で資源エネルギーの使い方の見直しについて、理科の授業でLEDと豆電球との電力差について学習するなど、各教科内で環境への理解を深めている。

**【出席説明員】**

◇国立市も共同設置者である多摩川衛生組合の清掃工場が稲城市にあり、そちらには毎年決まった学年の子ども達が学習に訪れている。

**【船倉委員】**

◇展開方向2の成果指標として「大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の環境基準の達成率」を掲げているが、市として特に重点を置いている検査内容、検査箇所はあるか。

**【出席説明員】**

◇公害防止対策に必要な調査を行っていると認識しており、いずれも健康被害に直結しかねないため重要な検査である。

**【船倉委員】**

◇「飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付制度」について、不妊去勢手術を施した猫はまた放すのか。

**【出席説明員】**

◇手術後は元いた場所に放して、縄張を損ねないように配慮している。周辺にビラを配る等丁寧に地域のご理解をいただく中で、野良猫ではなく地域猫として

地域で暮らしている。そのおかげで保健所での殺処分件数は7年程度発生していない。地域の皆様のご理解と、職員の頑張りによるところだと思っている。

**【船倉委員】**

◇カラスやスズメバチへの対応等は職員の負担になりかねないと思うが、委託しているのか。

**【出席説明員】**

◇相談が寄せられた際は必ず現場確認が必要となる。職員が現場を確認し、その場で対応可能な範囲であれば、市民の生活環境を速やかに回復するため職員が対応する。困難な場合のみ業者に委託して対応している。

**【船倉委員】**

◇プラスチックごみの排出削減のために、市でとり得る方策はあるか。

**【事務局】**

◇「ごみの減量と適正処理」という施策において、ごみ減量課が担当している。インセンティブを設けて市内店舗等にトレー類の回収をお願いするといった取り組みは行っている。

**【高橋委員】**

◇温室効果ガスの削減目標について、国が2050年実質ゼロ、都も2000年比で2030年30%削減という目標を立ててきたが、これを受けて国立市としての見通しはどうか。

**【出席説明員】**

◇現在策定作業を進めている「第五期国立市役所地球温暖化対策実行計画」においては、国の新たな目標を反映させていきたいと考えている。

それに向けて先進事例等から知見を得ながら、できることから取り組んでいく。

**【高橋委員】**

◇市の電力調達はどのようになっているか。

**【出席説明員】**

◇2020年11月より、市役所本庁舎の電力は日立造船から調達することとなり、再生可能エネルギーで賄うことができるようになった。

本庁舎以外の市施設においては、環境への取組も点数化したうえで競争入札を行っており、現状複数の電力事業者から供給されている。

**【高橋委員】**

◇環境効果とコストとは相反する関係になりがちだが、多少コストがかさんでも排出係数の低い電力を調達していく方針か。

**【出席説明員】**

◇例えば、数千万円かけて屋上に太陽光パネルを設置した学校があるが、CO2の排出抑制量としてはそれほど大きくない。一方で、市役所は市内事業所として最大規模であるため、本庁舎の電力調達を再生可能エネルギーに切り替えたことはかなりの効果を生み出している。

今後は本庁舎以外の市施設においても再生可能エネルギーの導入を進めたいが、コロナ禍で税収が落ちることが予想されるため、コストと効果とを見合わせたうえで積極的に進めていきたい。

**【高橋委員】**

◇施策マネジメントシート3枚目中段「2年度の取組予定」欄で、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応のため、機材の搬入に影響があり、今後の整備計画を見直すこととした。」との記述があるが、具体的にどのようなことか。

**【事務局】**

◇該当の記述は道路照明のLED化についてのもので、担当部署が異なる。当初より計画的に街路灯のLED化を進めてきたが、大学通りの街路灯はフランス製のものであり、コロナの影響で機材が輸入できない状況になっている。令和2年度は断念し、今後の計画も見直すこととなった。

**【原嶋委員】**

◇まず事務局に伺いたい。今回の施策及び事務事業評価の結果を反映する形で第2次基本計画が策定されたという理解でよいか。

**【事務局】**

◇令和2年5月に第2次基本計画を策定したが、令和2年度に行った行政評価は第1次基本計画下における令和元年度の施策・事業に対して評価を行っているため、若干ずれが生じている状況である。

したがって、第2次基本計画に評価結果がすべて反映されているわけではなく、今後の事業推進には反映させていく。

**【原嶋委員】**

◇1次基本計画から2次基本計画にかけて、展開方向2の評価指標を変更した理由は。

**【出席説明員】**

◇第2次基本計画においては「公害苦情処理割合」を指標に追加した。これは丁寧な公害対策の充実に向けた見直しに伴うものである。

**【原嶋委員】**

◇環境分野においては施策を取り巻く背景の変化が目まぐるしいものがあると思われるが、苦勞している点はあるか。

**【出席説明員】**

◇特に温暖化対策は当市に対する明瞭な成果が示しにくく、優先度が低かった。ここで国が大きな目標を定め、市長も積極的に推進していく意向を示したので、今後は前進していただろうと考える。

**【後藤委員】**

◇事業において、国立市独自のやり方で進めてきた部分もあることが資料から伝わってきた。また、苦情処理は職員の時間も労力も精神力も使う大変な業務であるため、十分に持続可能な体制が組めると良いと思う。

コロナ禍において、交通のあり方も大きく変わっている。環境保全の観点から言えば、道路交通課等と連携しながら公共交通の魅力を高めたり、在宅勤務の環境保全に対する有用性を啓発したりすることで、自家用車の利用によるCO2排出抑制を進めることは考え得ると思うが、担当課としてどのように考えているか。

**【出席説明員】**

◇市としては電気自動車の普及を図りたいと考えており、いち早く電気自動車用の急速充電기를庁舎入口に設置した。また、本施策には道路交通課も関係課として入っているため、情報共有を行いながら交通施策にどのように反映できるか検討していく。

**【後藤委員】**

◇環境の保全に対する市民の合意形成をどのように図っているのか。

**【出席説明員】**

◇庁内合意については、「地球温暖化対策推進本部会議」という理事者・部長級からなる会議があり、その下層に課長級の会議がある。

市民を含めた合意形成としては、環境審議会を設置しているほか、パブリックコメント等を通じて市民意見の反映を図っていく。コロナ禍の現状においては地域に入っていくことがなかなかできていないが、コロナが収束すればその部分を再度強化していきたい。

**【御船委員】**

◇教育機関や事業者の役割・責務が明確でない印象を受けた。他の委員の質疑で環境教育についても学校現場では取り組んでいると聞いて安心したが、そうであるならばその実績や評価を施策マネジメントシートにおいて明示するべきである。

■資料No.2-7「第2回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料」に基づき、

「地球温暖化対策事業」の事務事業について概要説明があった。

■概要説明の後、以下のとおり委員より質問があった。

【船倉委員】

◇市域全体における市役所の取組が占める割合はどの程度か。

【出席説明員】

◇国立市域の温室効果ガス排出量は、2013年度時点で27万トンであり、市のアクションプランにおいては2030年に向けて20%の削減を目標としているため、約5万4,000トンの削減を市域全体で行う必要がある。

一方で、市役所の事業における温室効果ガス排出量は年間約4,000トンであり、40%削減できたとしても1,600トン程度の削減効果にとどまる。

したがって、5万4,000トンを市域全体で削減していくためには、市民の皆様の協力と意識醸成が不可欠である。今後は、補助金施策による家電買換えやスマートエネルギーへの転換といったところの意識醸成と、コロナ禍が収まったら省エネルギーへの意識醸成のセミナー等を行い、幅広く協力を得ていきたい。

【船倉委員】

◇市内小中学校において、今後大規模改修等に伴い照明のLED化を実施していくことで排出量抑制に努めるとされているが、温暖化が進んでおり教室のエアコン使用量の増加も見込まれる中で、照明のLED化でどれだけの効果が見込まれるのか。

【出席説明員】

◇一般的に、照明のLED化によって使用電力量が3割は削減できると言われている。長期的には取換も不要になるため、元は取れると考えている。

【高橋委員】

◇省エネ家電買換え促進補助金制度について、他の補助金制度と比べても市民が活用しやすい制度である。昨年度から開始した制度であるが、どの程

度の需要があったか。

**【出席説明員】**

◇昨年度と今年度ともに、年度開始から2～3か月程度で予算の枠を使い切ってしまう状況。その後も断続的に問い合わせを受けることがある。通年でどの程度の需要があるかは正確に把握できていないものの、2～3か月で100万円の予算を使い切ることから鑑みて、その3倍から4倍程度の潜在的な需要はあると推定される。

**【高橋委員】**

◇市民の意識醸成に向けて予算を増額する意向はあるか。

**【出席説明員】**

◇おっしゃるとおり本制度は市民にとっても手を出しやすい補助金である。今後は全体の補助金制度の中で予算の組替え等を行いながら、適切な形を模索していく。

**【高橋委員】**

◇必要書類も簡素で1万円という補助額も見合わせると、市民への意識醸成のキーポイントになり得る補助制度である。今後の検討に期待する。

◇対象家電をLED照明と五つ星レベルの冷蔵庫に限定している理由は何か。

**【出席説明員】**

◇家電買換えによるエネルギーの低減割合が大きい品目としてLED照明及び冷蔵庫としているが、それに代わるような低減率の大きい商品があれば入替等も検討する。

**【高橋委員】**

◇国立市域地球温暖化対策アクションプランの中で、家庭でできる省エネの取組を35項目紹介しているが、市として重点的に推進する項目をいくつか選ぶことで意識醸成がより推進されるのではないか。



**【出席説明員】**

◇取り組みやすく効果が高いものをピックアップして提示する等、効果的な見せ方を検討したい。

**【高橋委員】**

◇補助金の申請手続きは、書類を複数準備する必要がある等、市民にとっては手続きが煩雑なものもある。我々行政書士等がお手伝いできることがあるかもしれないので、その際はお声掛けいただければ支部に連絡を取る等相談には乗らせていただく。

**【原嶋委員】**

◇温暖化対策事業はコストとのバランスが重要であるという担当課評価には賛同するが、市役所及び民生部門におけるコストバランスについてどのように考えているか。

**【出席説明員】**

◇市役所については、ここで本庁舎の電力を切り替えたことにより進んでいくと思われる。今後は友好交流都市である北秋田市とのカーボンオフセットに取り組む予定であり、こちらは原資として森林環境譲与税を充てられることもあり、拡大していける可能性がある。

やはり難しいのは民生部門であり、財を投じても効果が見えづらい中で、いかに市民が取り組んでいただけるかが課題である。ただ、ここで国としての動きも出てきていることは追い風となり、進めていくチャンスととらえている。

**【原嶋委員】**

◇すると、民生部門についても補助金の拡大を図る意向があるということか。

**【出席説明員】**

◇財源の制約もある中において、効果的なメニュー等があれば組替を図る等柔軟に対応していきたい。

**【後藤委員】**

◇本事業においては、市として持続的に取り組んでいく姿勢であると理解した。事業の持続性を担保するために、貴重な人的資源が枯渇しないよう留意して取り組んでいただきたい。

**【御船委員】**

◇本事務事業は、アクションプランに基づく3つの補助事業と、電気自動車用充電器の設置事業を内容とするものという理解で良いか。

**【出席説明員】**

◇市の事務事業における電気料金・温室効果ガスの削減については、各施設担当課で予算化しているが、その総括は本事業で行っている。また、北秋田市とのカーボンオフセットについては現在協議中であるが、まとめればこの事業内で進めていく。

**【御船委員】**

◇北秋田市は国立市よりもかなり大きな額の森林環境譲与税が配分されると思われる。すると国立市民は北秋田市のマタギ体験に参加させてもらう等の恩恵を受けているが、財源としては北秋田市に負うところが大きいように思う。北秋田市民も利益を得られるような事業はあるか。

**【出席説明員】**

◇北秋田市には広大な森林があり、その管理には多額の費用がかかる。そこで国立市に配分される森林環境譲与税を北秋田市にカーボンオフセット等の負担金として支払うことで、森林の管理を支えるというかたちである。

**【御船委員】**

◇各補助金の審査・選定はどのような方法か。

**【出席説明員】**

◇先着順であるため、情報周知については市報、ホームページ及び防災メール等で幅広く行っている。

**【御船委員】**

◇抽選の方が公平性は担保されそうだが、苦情等はないか。

【出席説明員】

◇特に苦情は受けていない。

■資料No.2-7「第2回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料」に基づき、「公害対策管理・調査・測定事業」の事務事業について概要説明があった。

■概要説明の後、以下のとおり委員より質問があった。

【船倉委員】

◇苦情対応について、解決に至るまで1件当たりどの程度の時間を要するか。

【出席説明員】

◇内容によって大きく異なる。例えば、野焼きの煙に対する苦情であれば注意して消していただければ終了。一方で、騒音や振動等に関するものでは複数年に及ぶ場合もある。

【船倉委員】

◇解決しない場合等は、業者に調査を委託する場合もあるか。

【出席説明員】

◇例えば騒音苦情の場合、その音が法令基準を超えているか業者に測定を委託することがある。それを踏まえて指導を行い、対策を講じたのちに再度測定し、苦情者の方に通知をするといった流れとなる。

【高橋委員】

◇市に入った苦情の内容が、国や都に指導権限があるものの場合等はどのように対応するのか。

【出席説明員】

◇基準等に応じて判断し、しかるべき相談先をご案内する。

【高橋委員】

◇そのようなケースの場合、案内した先から結果の報告はあるか。

**【出席説明員】**

◇結果の報告はない。

**【高橋委員】**

◇市で指導を行っても再発するようなケースはあるか。

**【出席説明員】**

◇工場騒音等については、基本的には指導によって再発しないかたちで解決できる。

一方で、例えば農業者が農業のために野焼きをすることは一定程度認められているため、周辺住民には理解を求め、農業者の方にも近隣への配慮をお願いするに留まる。その場合は同じような苦情が度々寄せられることもある。

**【高橋委員】**

◇河川等の水質調査結果は、すべて環境基準に適合しているか。

**【出席説明員】**

◇多摩川、府中用水等の水質検査については、多摩川でpH値が基準値ちょうどである8.6となる箇所が1ヶ所あった以外は、環境基準は達成している。

一方で、クリーニング屋が排出した溶剤の影響により、近隣の井戸水から環境基準を上回るクロロエチレンが10年来検出されているところが2ヶ所ある。ただし、すでに発生源であった店舗は無くなっており、数値は毎年下がってきている。飲料使用しないように通知する等の対策は行っている。

**【高橋委員】**

◇クリーン多摩川のイベントで毎回水質検査をやっており、ボーイスカウト・ガールスカウトの方々が来て、子ども達が実際に水質を測っている。子どもの頃からそのような体験をすることで環境に対する意識醸成につながると思われるので、環境教育に取り組んでいただきたい。

**【出席説明員】**

◇城山公園では湧水があることを活かして、ホタルが生育するような環境を子

ども達に学ばせたり、多摩川では夏に漁協や地域住民等の協力をいただきながら、親子で釣りや投網を体験してもらったりという場もある。

【原嶋委員】

◇苦情対応について、同じ苦情者が複数回申し立てていることはあるか。

【出席説明員】

◇特段そのようなことはない。

【原嶋委員】

◇総合基本計画の成果指標である環境基準達成率を、事務事業マネジメントシートにも記載すべき。

【出席説明員】

◇修正いたしたい。

【後藤委員】

◇道路騒音について、基準値を超過している場合にどのような対応が可能か。

【出席説明員】

◇甲州街道において、路面舗装を音が出にくいものに塗り替えることで大きく改善した事例があり、他の箇所についても期待はできるが、国道・都道でもあるため所管庁に要求していきたい。

【後藤委員】

◇公害・環境保全というのは、ある意味でよい商売になり得るため、事業委託する際は委託者としてしっかりと意識する必要がある。

【御船委員】

◇事務報告書記載の「交差点環境調査委託料」について、年度間で金額が大きく変動している理由は何か。

【出席説明員】

◇お調べして後日回答いたしたい。

(後日、担当課より全委員宛てに回答を送付。落札価格の変動と、5年毎に実施する調査委託とが重なったため。)

**【御船委員】**

◇本事業は東京都から委託されているものと認識しているが、都からの支出金の金額はどのように決まるのか。

**【出席説明員】**

◇複数の項目に基づき都が算定しており、内訳が示されるわけではない。

**【御船委員】**

◇事業内容が都からの支出金で賄われるとすると、効率化を図ろうというモチベーションが保てないのではないか。

**【出席説明員】**

◇財的な節約を図るというよりは、必要な調査を適切に行っていくものである。

**【高橋委員】**

◇先ほどから各委員から発言があるように、環境教育の必要性が高まっている。教育委員会等と連携して対応いただきたい。

**【後藤委員】**

◇民間の大規模事業体に行政として適切に指導を行うことは難しいながらも重要なことである。

◇環境施策には人間関係というものが絡んでおり、だからこそ合意形成が重要である。少ない人員ですべての苦情を受け付けようとするのは非常に立派だが、行政だけで対応することは困難を極める。民間の中でどのように解決を図っていくかという視点も持つ必要がある。

■担当課ヒアリングを受けて、以下のとおり委員間での意見交換を行った。

**【原嶋委員】**

◇コロナ禍により市の財政負担は大きく膨らんでおり、アフターコロナを考える

と国立市であっても中長期的には人口・税収は右肩下がりになる。そのような中で、第三者的な立場の当委員会が縮退化する社会の中における将来的なビジョンのようなものを示すことができれば理想的であると思う部分はある。

【後藤委員】

◇本日の施策において言えば、取り組もうとする姿勢は立派であるが、必ずしも国の動きにすべて合わせる必要もない。

【御船委員】

◇より現実的な見通しを考えたときに、このような方向性はどうかといった示し方ができれば良い。

【後藤委員】

◇これ以上予算を大きくすることは他の何かが削られるということで、心配な部分でもある。

【高橋委員】

◇市長は、国立市は人口8万人までは増えるポテンシャルがあると言っていた。

【事務局】

◇市で行った人口推計においては、大規模なマンション開発や農地の宅地化等が進んだ場合、2030年頃には人口8万人程度まで増える展望を打ち出している。

【原嶋委員】

◇税収の見通しはどの程度立てているか。

【事務局】

◇8年間の中期財政収支見通しを毎年作ってはいるが、コロナ禍において経済状況も大きく変わっており、見直す必要はある。

【船倉委員】

◇本日も教育や福祉の話が出たように、環境施策は環境政策課だけの話で

はない。各分野において環境というものを含めた展開ができると良い。

◇また、ボランティアが猫の対応をしてくれているように、超高齢社会においてはボランティアに活躍してもらおうという視点が必要である。

**【原嶋委員】**

◇行政職員がすべてを担うことは不可能であるから、ボランティアを導入することは必要である。一方で、今後は定年も60歳から65歳まで延長となり、ボランティアを担う人口も減少していく。さらに就労人口自体も減少するとすると、中長期的な人口構成を考えた場合、なかなかボランティアにかじを切るということも難しさがある。

**【船倉委員】**

◇教育分野で言えば、東京都教育委員会では教員OB、大学院生等に学校現場で協力してもらっている。ときには有償ボランティアも考え、大げさに言えば総動員するしかないのではないかと。行政職員、ボランティア、業者がうまく絡んで対応できると負担が少しは減らせると思う。

**【御船委員】**

◇政策経営課評価の中で、苦情対応における外部委託等の検討余地に言及している。例えば事業者ではなく善意で協力してくれるボランティアに頼むことで、コスト的にも有意義であるし、共助・互助の社会に近づくのでは。

**【事務局】**

◇苦情対応となると、自身が暮らす地域でのトラブルをボランティアに任せることは困難であり、第三者である行政や外部事業者が行ったほうが解決はしやすい。トラブルの予防という意味では可能性はある。

**【後藤委員】**

◇次回からは、施策と事務事業とを一括でヒアリングさせてほしい。

**【御船委員】**

◇では次回はそのように行うこととしたい。



## 2. その他

■次回の委員会開催日程について、政策経営係長より説明があった。

◇第3回委員会は1月13日(水)を予定。ヒアリング対象の施策は「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」、事務事業は「文化芸術振興事業」「文化財保護・活用事業」の2事業を予定。

以 上

## 第3回国立市施策等評価委員会 記録(要旨)

開催日時	令和3(2021)年1月27日(水)19:00~21:00
開催場所	国立市役所3階 第1・2会議室(オンライン開催)
出席委員	御船洋委員長、原嶋清次副委員長 後藤玲子委員、高橋真吾委員、船倉正実委員
欠席委員	なし
説明員	吉田市長室長、高橋市長室長補佐、金田男女平等・女性支援担当主査
事務局	宮崎政策経営部長、箕島政策経営課長、佐藤政策経営係長、 齋藤政策経営係主任
傍聴者	4名
議事	1. 評価対象施策及び事務事業に係る担当課ヒアリング <施策> 男女共同参画社会実現と女性への総合的な支援 <事務事業> ・男女平等参画ステーション運営事業 ・女性等緊急一時保護事業 ・女性パーソナルサポート事業 2. その他
配布資料	・ No.2-8 第3回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料

■オンライン開催における会議の運営に関する取り扱いについて確認された。

### 1. 評価対象施策及び事務事業に係る担当課ヒアリング

■資料No.2-8「第3回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料」に基づき、

「男女共同参画社会実現と女性への総合的な支援」の施策及び「男女平等参画ステーション運営事業」「女性等緊急一時保護事業」「女性パーソナルサポート事業」の3件の事務事業について概要説明があった。

■概要説明の後、以下のとおり委員より質問があった。

【高橋委員】

◇2年前の事務事業評価委員会の際にも申し上げたが、国立市は本施策において先駆的な事業が多く、全国から問い合わせを受けるほどである点と

でも誇らしく思っている。LGBT施策についても、東京レインボープライドに出展する等積極的に取り組んでおり、あらためて評価したい。「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」が昨年改正され、パートナーシップの項目が増えた。これも全国的にニュースになるほど先駆的な取組であり大いに評価する。

◇市議会に対し市の女性管理職の割合に関する陳情が提出された際、職員課の答弁は検討中という答えが目立った。以降検討の進捗はあるか。

**【出席説明員】**

◇市では女性活躍推進法に基づく事業主行動計画を策定しているが、現在は管理職に占める女性の割合の数値目標を設定していない。今回の陳情を受けて今後目標を設定していくという方向で、人事部門である職員課が中心となって検討している。

国が掲げる3割という目標値は、一つの集合体において3割以上の人数がいることでその意向が反映されやすいという考え方に基づくものと思われる。国や近隣市の目標値を参考にしながら、また民間企業等の事例も研究し、当市の実態を見定めつつ目標値をどこに設定するか検討しているところである。

**【高橋委員】**

◇男女平等参画ステーション事業について、相談者やイベントへの参加者が大幅に増えている点は高く評価する。

◇一方で、ステーションの認知度が少し低いようだが、目標値はあるか。

**【出席説明員】**

◇開設後約1年半での調査結果がシートの数値であり、担当課としてもさまざまな形で広報を行った割には少し低いという印象があった。

具体的な数値目標は設定していないが、市の重要な機関であることを鑑みて、8割～9割まで高めていきたいという思いはある。

**【高橋委員】**

◇「若年層への周知は施策の課題でもあり、若年層に届くような情報発信、大学等との機関との連携は必須である」との記載がある。国立市には一橋大学があるが、OBによる寄附講座の中で周知してはどうか。

**【出席説明員】**

◇ご提案とは別の寄附講座においてステーションとして授業を一コマいただいでおり、ステーションの職員が出向いて多様な性、男女平等参画等の話をするほか、ステーションの周知もさせていただいている。ただし、多様なチャンネルがあることは望ましいことであるため、委員ご提案の内容も検討したい。

**【高橋委員】**

◇一橋大学とは包括連携協定も結んでいるので、幅広く連携して学生に働きかけられたい。

◇ステーションに男性からの相談はどの程度寄せられるか。

**【出席説明員】**

◇相談者の割合としては、1割程度が男性からのものである。ステーションで実施するイベントに関しては、女性が6割、男性が4割程度の参加率である。

**【高橋委員】**

◇男性の相談は福祉総合相談窓口でも対応しているようだが、女性に偏りすぎることなく困っている男性も救えるようにするため、男性も利用しやすいような広報等を検討いただきたい。

**【出席説明員】**

◇男性を対象とした講座を開催した実績はあるが、相談のしやすさについても引き続き検討したい。

**【高橋委員】**

◇ステーションの相談員の方々が、相談者との関係性の中で恨みを買う等により危険な状態にならないような対策は取られているか。

**【出席説明員】**

◇トラブルまで至る事例は現時点では無いが、懸念がある場合等は事前に市に連絡をもらって市の職員がステーションに行くことで、未然に危機を防止することはできる。

**【高橋委員】**

◇相談員の保護の観点から、相談員は本名ではなくニックネーム等の名札を付けることも効果があると思う。

**【出席説明員】**

◇ステーション近隣には立川警察署管轄の交番があり、ステーションの立ち上げにあたり事前に立川警察とは連携をとっていることも申し添えさせていただく。引き続き相談員の安全という点も適切に対応していきたい。

**【高橋委員】**

◇女性等緊急一時保護事業について、シェルターでの外出制限や通信機器の使用制限を緩和することは可能か。

**【出席説明員】**

◇公的なシェルターは国または都道府県が運営しており、外部から秘匿されるべき施設であるため、加害者から場所を特定されないことが最重要である。そのため携帯電話の使用禁止、自由な外出の制限のほか、仕事や学校に行くことも場合によっては控えてもらうことで、まずは被害者の安全を担保することになる。

市としても一律に緩和を求めることはできないが、地域の実態としてこのような声があるということは伝えている。

なお、そのような厳格なルールがある施設に入ることを希望されない被害者もいるため、国や都も通信機器の利用については安全が確保できる範囲で認める等運用を見直しつつある。

**【高橋委員】**

◇女性パーソナルサポート事業について、事務事業マネジメントシートの「事

業の対象者」に「医療的な支援が必要な相談者」とあるのは、どのような方を想定しているものか。

**【出席説明員】**

◇DV被害者の中には精神的なケアを含め治療が必要な方が一定程度いる。そのような方にはできる限り婦人相談員が病院に同行し、治療が継続できるように支援をしているが、市職員は緊急性の高い被害者に対応する必要があり、年単位で通院等に同行支援をすることが困難である。そのような課題を受け、本事業で民間の女性支援団体に委託し、通院支援や相談対応を行ってもらっている。

**【原嶋委員】**

◇NPO法人くにたち夢ファームとはどのような法人か。

**【出席説明員】**

◇市内でDV被害者や困難な課題を抱える女性の中長期の支援を行っている。

市長室は女性パーソナルサポート事業を委託しているほか、他の部署ではフードバンク事業を同法人に委託している。子ども食堂の運営も行っており、市の様々な部門と連携している。

**【原嶋委員】**

◇地域との連携という点で、同法人の他に想定はあるか。

**【出席説明員】**

◇直接的な女性支援の団体としてはNPO法人くにたち夢ファーム1ヶ所であるが、社会福祉協議会、地域医療機関等とは日頃から密に連携を図っている。今後もさらにネットワークを広げていくことで支援を行う社会資源がもっと重層的になっていくことは引き続き取り組みたい。

**【原嶋委員】**

◇1次基本計画から2次基本計画にかけて、施策の推進を踏まえ成果指標を

変更したことは、工夫された積極的な取組であると評価する。

**【出席説明員】**

◇1次基本計画で定めていた指標は、社会全体の動向の影響を受けやすく、逆に市の施策と直接的にリンクしづらいものとなっていた。様々な事業を行っているものの指標に反映が見られず課題に感じていたこともあり、2次基本計画では市の施策に着目した指標にあらためたところである。

**【原嶋委員】**

◇男女平等参画ステーション事業について、LINE相談やSNS掲示板の活用に取り組んだ背景と意図を説明いただきたい。

**【出席説明員】**

◇LINE相談については、今年度当初の緊急事態宣言の中取り組んだものである。緊急事態宣言によって、市民の外出が制限されるとともに社会全体で在宅勤務が推進される中、自宅で家族が顔を合わせる時間が長くなってきた。これにより、もともとDVや児童虐待のリスクがあった家庭は、一層その状況が深刻化していると言われている。加害者も家庭内にいるため被害者は相談のために外出することができない中で、家に居ながらにしてスマートフォンで相談ができないかと、ステーションのスタッフの提案から実現したものである。開始当初から、若い年代からの相談が頻繁にあった。

SNSの活用は、やはり若い年代にステーションを知ってもらうためには、市報等に比べても情報が届きやすいと思い、コロナ禍において重点的に進めている。

**【原嶋委員】**

◇女性等緊急一時保護事業について、多摩地域の民間シェルターは令和元年度に閉鎖されたということだが、今後別途開設の見込みはあるか。

**【出席説明員】**

◇民間のシェルターは無く、大きな社会資源を失ったことは痛手であるが、母

子生活支援施設の中で数部屋を緊急一時保護に用いている施設があり、当市もそのような施設と契約して受入先を確保している。

また、DVの場合は近場である必要性が無いため、他市の婦人相談員とも情報交換をしながら、区部の民間シェルターの利用も進めている。

【原嶋委員】

◇女性パーソナルサポート事業について、事前質問に対しては短期宿泊事業をこれまで実施していないと回答されている一方、事務報告書の令和元年度に6件と書かれているのはなぜか。

【出席説明員】

◇短期宿泊事業は令和元年度に開始した事業であり、同年度には6件の実績があった。事前質問には、それ以前の実績は無いという趣旨で回答したもの。

【原嶋委員】

◇本事業は市独自の取組であり、本来広域的に行われることが望ましいと思うが、周辺の市町村に広まるような動きはあるか。

【出席説明員】

◇他市の婦人相談員に話を聞くと、市の判断で何らかの宿泊場所を案内することは、公的シェルターにつなぐことに比べて市の責任が重いことがあり、他市での実施の動きは現状見受けられない。

東京都や国が広域的に女性支援に取り組むよう、機会があるたびに要望を上げている。

【原嶋委員】

◇制度の狭間にあるニーズに対し、苦心しながら取り組まれている印象を受けた。

【後藤委員】

◇女性被害者の保護については、他の地域や民間施設との連携が非常に重要である。多摩サポートセンターが休止してしまったことは残念だが、一方でN



PO法人くにたち夢ファームが2014年以降継続してきたことは素晴らしいと感じる。

**【出席説明員】**

◇NPO法人くにたち夢ファームは、曜日・時間を問わず女性支援に取り組んでおり、我々行政では手の届かない方や、市役所には相談ができない方を地域の中で発見して相談につなげていただいている。

昨年度で閉鎖してしまった民間シェルターについては、相談員の高齢化と財政的困難が原因であったと聞いている。多摩地域の各自治体が補助金を支出して支援をしてはいたものの、加害者に一つのシェルターの場所が知られてしまったことで新たなシェルターを開設する費用がかさみ、運営が困難になったとのこと。

財政的な支援が必要であることはくにたち夢ファームにも言える。女性パーソナルサポート事業は年間約400万円で委託しているが、あわせて国や都の補助金で使えるものを調べて同法人に情報提供する等、運営継続を支援している。

**【後藤委員】**

◇被害女性を遠くに逃がす際、移送も大切である。例えば福祉有償運送をこのような対象者の緊急移送にも使えるようにすることができれば良いのではないか。

◇また、被害者支援と同時に、加害者支援も取り組むべき課題である。生活の苦しさが暴力を助長してしまったり、関係性をこじらせたりということがある。

◇支援者、加害者、被害者のすべての人が、経済的な支援を必要としており、そこを支援できると良い。

**【出席説明員】**

◇特に専業主婦のDV被害者は、シェルターに避難する際にお金を持ってないことも多く、一時的に生活保護を適用することもある。その後生活保護を脱却で

きるまでの自立支援が必要であり、その部分をNPO法人くにたち夢ファーム等の民間団体と連携していくことは必要である。

当室には、生活困窮者自立支援法の所管部署に在籍経験があったり、生活保護のケースワーカーをやっていたりと生活の支援に精通している職員がおり、これらの知識等も生かしながら重層的な支援に取り組んでいる。

**【船倉委員】**

◇他の委員と同様、本施策に対しては高く評価する。

◇施策マネジメントシートの成果指標欄において、展開方向2のA「DV等を受けた時に、どこにも相談しなかった(できなかった)市民の割合」という指標を設定しているが、割合ではなく実数を示してはどうか。

**【出席説明員】**

◇市民意識調査においては分母となるDV被害者数も年度によって増減があることもあり、現在は割合を指標に定めているが、実数の方がわかりやすいようであればあらためて指標の変更も考えていきたい。

**【船倉委員】**

◇第5次男女平等・男女共同参画推進計画内に、「発災時の様々な事象に対応するため、災害対策への女性やLGBTの人々の参画を促進する」との記述があるが、これは避難場所でのトイレ、着替え、授乳等の場面での課題への言及という理解で良いか。

**【出席説明員】**

◇発災時の避難場所において女性が安心・安全に過ごすことができるか等、女性のニーズを踏まえた防災の考え方ができているかというところは課題の一つと認識している。男女平等推進市民委員会においても、防災会議のメンバーについては充て職が多いこともあり男性に偏重しているとの指摘がある。防災安全課も課題として認識はしており、当室としても女性の視点、さらにはLGBTの視点が入ることを提案している。

**【船倉委員】**

◇計画及び条例の認知度が低いことをどう捉えているか。

**【出席説明員】**

◇来年4月よりパートナーシップ制度を開始するが、高い関心を持つ市民が増えてきている一方、自分事として捉えにくい市民もいて、二極化の様相を感じている。ワークライフバランスにしても、DVIにしても、当事者になって初めて、相談先等を知っていくという現状がある。

我々としては、大きな困難に陥ってから相談するのではなく早め早めに相談につながっていただきたいと考えており、そのためにもステーションの存在やその大本である条例等をまずは知っていただくことに今後も取り組み続ける必要がある。

**【船倉委員】**

◇講演やイベント等を活用して積極的に周知いただきたい。

◇男女平等参画ステーションの運営について、国分寺と共同運営していく考えはあるか。

**【出席説明員】**

◇国分寺市は、国立駅の北側に立地するひかりプラザ内に男女平等推進センターがあり、相談対応や貸室を行っている。

一方で、くにたち男女平等参画ステーションは国立駅からほど近い国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザ内にあり、センター同士で連携しながらイベント等を企画していくようなことは考えられる。

**【船倉委員】**

◇国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザはまさに両市が一体的に運営しており、協力することで事業に広がりを持たせられる可能性がある。引き続き両市で検討いただきたい。

◇女性パーソナルサポート事業について、緊急一時保護の利用が難しい方に

対する良い事業であると思う。先ほど、他の自治体では市としてのリスクを懸念するため広まりづらいとの説明があったが、具体的に伺いたい。

**【出席説明員】**

◇DV被害者に対してはまず公的シェルターの利用を勧めるが、公的シェルターを希望されない場合、加害者のいる自宅に帰らせるべきではない。これまで年間10件程度そのようなケースがあり、本事業を立ち上げたところである。

本事業は、例えば金曜日に相談を受けて短期宿泊となると土日の連絡対応が発生し得る等の職員の負担もあり、他市では現時点で取り組むに至らないということは聞いている。

**【御船委員】**

◇他の委員からもあるように、本施策に関して国立市は全国に先駆けて先頭を走っており、様々な努力に敬意を表したい。

◇このような事業は広域的な取組が不可欠であり、引き続き他市、東京都、国に対して広域連携の働きかけを行っていただきたい。

◇本施策は、第1次基本計画において大きく推進しており、当委員会としてどのように評価していくかについては、今後委員各位と相談いたしたい。

◇施策マネジメントシートについて、施策の対象に市民、事業者、市職員が定められているが、女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例に則して、教育関係者も含めるべき。男女平等、多様な性の平等といった内容は、やはり教育現場で子ども達にしっかり教えることが求められる。

■担当課ヒアリングを受けて、以下のとおり委員間での意見交換を行った。

**【高橋委員】**

◇最後の御船委員のご発言を受けて、前回の「環境の保全」もそうだが、教育の重要性をあらためて感じた。国立市は本施策においてトップランナーであるから、小・中学校で教えるような機会ができると良い。

**【御船委員】**

◇先ほども言及したが、第2次基本計画は第1次から大幅に進捗しており、第2次では教育機関も巻き込んで啓発する必要性が認識されている。したがってこの点を具体的に進める方向性で議論したらよいと思われる。

**【後藤委員】**

◇DV等については大学生ですら教えるのが難しく、まして小学生となればなおさらである。それでも諦めずに様々な方法を検討しなくてはならない。

先ほど高橋委員がおっしゃった一橋大学の寄附講座についても良いご提案であると思う。

**【高橋委員】**

◇OBが伝えることで伝わり方も違うと思うので、そのような仕組みは積極的に利用してほしい。

**【船倉委員】**

◇確かに子どもへの教え方は難しいが、教員への研修・講演といったアプローチは有用性が見込まれる。

**【原嶋委員】**

◇御船委員からご指摘のあった、第1次基本計画と第2次基本計画の端境期における施策評価のやり方はどのように考えるべきか。

**【事務局】**

◇ご指摘のとおり、本施策はここ数年力を入れて進めてきたので大きく進捗している。今後の方向性をお示しいただくことが最も重要かと思われるので、第1次基本計画の記載にあまりこだわっていただく必要性は無いと考えている。

**2. その他**

■次回の委員会開催日程について、政策経営係長より説明があった。

◇第4回委員会は2月5日(金)を予定。ヒアリング対象の施策は「文化・芸術活動

の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」、事務事業は「文化芸術振興事業」  
「文化財保護・活用事業」の2事業を予定。

以 上

## 第4回国立市施策等評価委員会 記録(要旨)

開催日時	令和3(2021)年3月2日(火)19:00～21:00
開催場所	国立市役所3階 第1・2会議室(オンライン開催)
出席委員	御船洋委員長、原嶋清次副委員長 後藤玲子委員、高橋真吾委員、船倉正実委員
欠席委員	なし
説明員	両宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長、 井田社会教育・文化財担当係長、土方社会教育・文化財担当主査
事務局	簗島政策経営課長、佐藤政策経営係長、齋藤政策経営係主任
傍聴者	なし
議事	1. 評価対象施策及び事務事業に係る担当課ヒアリング <施策> 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護 <事務事業> ・文化芸術振興事業 ・文化財保護・活用事業 2. その他
配布資料	・ No.2-9 第4回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料 ・ No.2-10 施策・事務事業評価シート(案) ・ No.2-11 「施策等評価結果報告書」評価結果ページ構成案

### 1. 評価対象施策及び事務事業に係る担当課ヒアリング

■資料No.2-9「第4回施策等評価委員会 担当課ヒアリング用資料」に基づき、  
 「文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護」の施策及び「文化芸術振興事業」「文化財保護・活用事業」の2件の事務事業について概要説明があった。

■概要説明の後、以下のとおり委員より質問があった。

【原嶋委員】

◇国立市は「文化の香るまち」というイメージがあり、重要な施策であると思う。

◇事前質問でもお伺いしたが、施策の展開方向2の名称を第1次基本計画における「文化・芸術活動の促進」から第2次基本計画において「文化・芸術を通

じたにぎわい溢れるまちづくり」に変更された背景をあらためてお聞きしたい。

**【出席説明員】**

◇事前質問への回答に補足する点としては、市長マニフェストの中で「文化と芸術が香るまち」を掲げていることも受け、そのように修正したものとする。

**【原嶋委員】**

◇地域や市民が主体的に取り組む仕組みの構築と、くにたちアートビエンナーレの再編とは、いずれもくにたち文化スポーツ振興財団において検討されているのか。

**【出席説明員】**

◇ビエンナーレについては、2015年及び2018年に野外彫刻展というかたちで財団が主催して開催され、市はそれに対して補助金を支出してきた。財団においては、一定の成果があった一方、市全体としての盛り上がりには結びつかなかったとの評価をし、本イベントは一旦終了した。それを受けて、もっと地域・市民を巻き込んだアート事業として再検討することとなった。

市においても、行政施策上の課題を解決する手段としてアートを活用する可能性を検討し始めた。コロナ禍で中断しているが、令和3年度にあらためて取り組んでいく予定である。

**【原嶋委員】**

◇どのような体制で検討しているのか。

**【出席説明員】**

◇「アーツカウンシル東京」という東京都の外郭団体の知見と協力をいただきながら、財団、市の3者で検討している。

**【原嶋委員】**

◇文化芸術振興事業について、NHKと共催で行っている文化芸術講演会の集客が定員に達しないという課題があるが、同講演会の内容についてはどのように考えているか。



**【出席説明員】**

◇内容についてはNHKの企画であり、かなり洗練された内容となっており、講師もレベルが高い。集客における課題は、周知方法等に改善の余地があるものと考えている。

**【原嶋委員】**

◇興味深いテーマである一方、幅広く市民の関心を喚起するものであるかは疑問もある。

◇文化財保護・活用事業について、文化財の保護の進捗度合いはどのようにとらえているか。

**【出席説明員】**

◇着実に進捗している一方、新たに家が建つ際は度々新たな文化財が発掘されるため、今後も保護を進めていく必要がある。

**【原嶋委員】**

◇事務事業マネジメントシートの対象指標として「市内所在の文化財件数」を推定1万件としているが、すでに確認している文化財の数を設定する等実効的な指標設定を検討してはどうか。

**【出席説明員】**

◇検討してまいりたい。

**【原嶋委員】**

◇文化財に興味を持ってもらうよう引き続き取り組まれない。

**【後藤委員】**

◇学校等に派遣されるアーティストは報酬を得られているか。

**【出席説明員】**

◇財団事業に携わっていただくアーティストに対しては、財団から謝礼を支払っている。

**【後藤委員】**

◇コロナ禍で最も影響を受けているアーティスト達に対する支援が必要である。

◇「アーティストバンク」とはどのようなものか。

**【出席説明員】**

◇アーティストのプロフィール等の情報をホームページに掲載し、それを見た市民や財団がその情報をもとにアーティストを招聘するといった仕組みである。近隣では八王子市や小平市において財団が実施しているが、国立市は現時点で検討が進んでいない。令和3年度に財団と共に検討していきたい。

**【後藤委員】**

◇アーティストへの支援については財団に任せているのか。

**【出席説明員】**

◇財団に任せきりではなく、共に検討していく。

**【後藤委員】**

◇財団は配当金があるか。

**【出席説明員】**

◇公益財団法人であり、収益により余剰が出た場合はその分の補助金を市に返還する仕組みとなっているため、配当は発生しない。

**【後藤委員】**

◇令和元年度事務報告書P.426で、「くにたち文化・スポーツ振興財団支援(郷土文化館)に係る事業」とあり、主な支出内容として「くにたち文化・スポーツ振興財団事業費補助金」が23,294,000円支出されている。企画展や体験事業にこれだけの経費がかかっているということか。

**【出席説明員】**

◇郷土文化館職員の人件費の割合が大きい。

**【後藤委員】**

◇入館料は徴収しているか。

**【出席説明員】**

◇郷土文化館については無料である。

**【事務局】**

◇くにたち文化・スポーツ振興財団支援について補足させていただきたい。まず、市は文化芸術やスポーツの大きな方針を立て、その実行組織として財団があるという関係にある。

財団は、市の委託により総合体育館、市民芸術小ホール、郷土文化館の3施設を運営している。今申し上げたとおり、郷土文化館は無料で入館いただけるが、総合体育館、市民芸術小ホールについては利用料金等を徴収して運営費に充てている。

事務報告書は市の予算事務事業単位で区切られており、今ご覧いただいているのは財団に委託しているうちの郷土文化館運営に係る部分である。したがって財団への支払い総額は複数の事業を合計しなければ見えてこないつくりとなっている。

**【後藤委員】**

◇ものも大切だが、人もそれ以上に大切であり、重要なのは事業を行うことで市民やアーティストが潤うことである。旧本田家住宅の再築に財を投じるならば、それによって市民が働く場になるように考えられると良い。

**【船倉委員】**

◇市民意識調査に基づいた成果指標について、施策マネジメントシートと文化芸術推進基本計画とで数値が異なる理由は何か。

**【出席説明員】**

◇年度のずれがあると思われる。

**【船倉委員】**

◇「文化・芸術を通じたにぎわい溢れるまちづくり」を進めるにあたっては庁内全体での調整が求められるが、文化芸術推進基本計画に記載のある庁内検

討委員会で検討するのか。

**【出席説明員】**

◇ご指摘のとおり庁内横断的に進める必要があると認識しており、体制については今後検討していきたい。

**【船倉委員】**

◇文化財保護・活用事業について、東京都主催の文化財ウィークイベントにおける東京都からの支援はあるか。

**【出席説明員】**

◇財政支援は無いが、広報面での支援として「文化財ウィークガイド」を都が制作している。

**【船倉委員】**

◇事務事業マネジメントシートの成果指標「文化財ウィークにおけるイベント参加者数」は年々減少しているが、この数値はすべてのイベントへの参加者数を合計したもののか。

**【出席説明員】**

◇指標の数値は講演会の参加者数のみ。旧本田家住宅はイベント期間中9日間特別公開しているが、その来場者は別途300人～400人ある。

**【船倉委員】**

◇アートビエンナーレの野外彫刻展に対する批判とはどのような趣旨か。

**【出席説明員】**

◇例えば、自動車を通った際にガードパイプ越しに見える彫刻というのはいかなものかといった批判の声等があった。

**【船倉委員】**

◇生涯学習課 社会教育・文化財担当の職員は何名か。

**【出席説明員】**

◇正規職員が3名（課長除く）、会計年度任用職員が4名。

**【船倉委員】**

◇市の大きな計画や審議会を複数所管し、日本田家住宅の復元という一大事業も始まるとなると、担当職員各位のご苦勞推察申し上げます。財団や民間団体、庁内との連携を一層図りたい。

◇文化財保護・活用事業においては、市民の関心を喚起することが不可欠であり、まずは広報の強化が求められる。旧国立駅舎の活用、文化財ガイドマップや画廊・古美術店・古書店等のマップを作るのも面白い。

**【高橋委員】**

◇国立市の特色といえば文教都市であり、市の強みになり得る部分である。

◇ビエンナーレの彫刻展については、賛否両論あったようだが、市民が芸術に興味を持つきっかけとなれば意義があったと思う。単発で終わらせずに、彫刻を鑑賞した市民を市内各所のギャラリーへの誘導につなげられれば良かった。

市の担当課としてどのように振り返っているか。

**【出席説明員】**

◇財団としては市全体への広がりが生まれなかったという反省をしており、当課としても同意見だが、文化や芸術は一朝一夕にできるものではないとも考えている。今後の展開にあたっては、委員のご指摘も踏まえ他の場所や情報に誘導する仕組み等も検討していきたい。

**【高橋委員】**

◇「Play Me, I'm Yours Kunitachi」について、ピアノの音に対する苦情が市に入ることはあったか。

**【出席説明員】**

◇記憶の限りそのような苦情はなかった。

**【高橋委員】**

◇「Play Me, I'm Yours Kunitachi」のように市内各所にピアノを配置するような

イベントの予定はあるか。

**【出席説明員】**

◇現在のところ、そのような予定はない。

**【高橋委員】**

◇第2次基本計画においては、施策推進の手段として「市民が文化・芸術に関心を持つことができるよう、積極的に情報発信」することを掲げている。担当課において市内のギャラリー等で催されているイベントの情報等は把握しているか。また、そのような情報を集約して発信する仕組みはあるか。

**【出席説明員】**

◇そのような情報は把握できていない。また、情報の集約及び発信については文化芸術推進計画でも取り組むこととしているが、着手できていない。現在イベント情報を発信するサイトについては、市、財団、観光まちづくり協会等がそれぞれ持っており、どのように集約して発信していくかは今後の課題である。

**【高橋委員】**

◇同じく第2次基本計画においては、施策推進の手段として「他の施策において、文化や芸術の要素を取り入れた事業展開を推進」することを掲げている。庁内で連携して施策を推進するような仕組みがあるか。

**【出席説明員】**

◇仕組みといえるようなものまでは無いが、ポストビエンナーレの取組の一環として、各課職員を対象に、自課の業務にアート視点を取り入れるような気付きを与えるためのセミナーを行っている。このような取組を通じて意識が醸成されれば、円滑な事業推進につながり得るものと考えている。

**【高橋委員】**

◇市民意識調査において、「文化・芸術活動をまったく鑑賞していないものの関心はある」という層こそ、マーケティングのターゲットと言える。これらの市民

を鑑賞に結び付けるような動機付けが施策として求められている。

**【御船委員】**

◇事前質問でも申し上げたが、総合基本計画と文化芸術推進計画との各施策の関係性がわかりやすく示されていると良かった。

◇文化芸術振興事業について、コロナ禍により文化芸術を取り巻く環境は大きく変容した。今後は作品鑑賞をとってもオンライン等での鑑賞が求められてくる。アフターコロナの文化芸術についての検討に早期に取り組まれない。

◇文化財保護・活用事業について、施策を実現する手段にも「子どもたちの学習活用等で次世代への継承を図る」とあるように、文化を継承する人材育成に取り組まれない。

特に無形のものについては気付かないうちに途絶えてしまう懸念があり、特に重点的に取り組まれない。

**■担当課ヒアリングを受けて、以下のとおり委員間での意見交換を行った。**

**【御船委員】**

◇各資料間の齟齬や、シートの作り方自体等に疑問点が残っている。追って事務局に提示いたしたい。

◇色々と手を広げすぎており、個々の事業に着目するとやり切れていないような印象を受けた。

**【高橋委員】**

◇御船委員のご意見にあったように、例えば無形の文化を重点的に保護する等、重点を絞って取り組むべきだと感じた。文化芸術についても、例えば毎年度テーマを決めて取り組むことも良いのではないかと感じた。ぼやけてしまうようではもったいない。

**2. その他**

■報告書のまとめ方について、資料No.2-10「施策・事務事業評価シート(案)」及び資料No.2-11「『施策等評価結果報告書』評価結果ページ構成案」に基づき、政策経営係長より説明があった。

■概要説明の後、以下のとおり委員より発言があった。

【原嶋委員】

◇直感的には5人全員の意見が完全にそろうことは難しいのではないかと思う。最高裁判決のようにまでまとめる必要があるかどうか。可能な範囲でまとめて、まとまりきらない部分は個別に列記すればよいのではないか。

【後藤委員】

◇意見が分かれる分には面白いが、各委員のものさしが異なるのはまとめるうえで懸念となる。お一人の委員がまずチェックを入れ、それをもとに意見交換してはどうか。

【船倉委員】

◇まったく相反する意見が並ぶのも市として困ると思う。早めに素案がまとめられれば修正も可能であると思われる。

【高橋委員】

◇最高裁判決のような議論をまとめたスタイルが良いのではないか。事務事業評価委員会とは違った形を見せていきたい。お一人の委員のご意見を皆で見ながら議論してみてもいい。

【御船委員】

◇時間的制約もあるため、まず全委員から評価をいただき、それを事務局で素案にまとめ、第5回で議論いただくこととしたい。

事業によって、意見をまとめたものと個別列記のものが混在することは避けたい。

【御船委員】

◇第5回でまとめきれない場合、第6回の開催は可能か。



**【事務局】**

◇4月には入ってしまうが、委員会として必要であれば第6回の開催も可能である。

■「令和2年度施策等評価結果報告書」の作成スケジュール及び次回の委員会開催日程について、政策経営係長より説明があった。

◇各委員からの評価シートの提出を3月17日(水)までにお願ひする。その後、いただいた評価シートに基づき事務局が報告書素案にまとめ、3月末開催の第5回委員会でご議論いただく。まとめきれないようであれば、第6回開催を調整する。

以 上